

○渡嘉敷村滞在型体験農園の設置及び管理に関する条例

平成16年3月15日
条例第11号

(設置及び目的)

第1条 自然に恵まれた島の環境を活用し、農業をとおしてゆとりある余暇とやすらぎの空間を提供し、農村地域と都市地域との交流を深め、UターンやIターンを促進するとともに、長期的に滞在しながら農業を体験することで新規就農者の確保を促進するため、渡嘉敷村滞在型体験農園(以下「滞在型体験農園」という。)を置く。

(名称及び位置)

第2条 滞在型体験農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称：渡嘉敷村滞在型体験農園

位置：渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地

(利用者の公募方法)

第3条 村長は、滞在型体験農園の目的を達成するため公募を行うものとする。

2 前項による利用者の公募は、村広報誌、村ホームページ、及び各種イベント会場等において広報を行う。

3 前項の公募に当たっては、滞在型農園施設の所在地、戸数、規格、利用料、資格要件、申込方法、選考方法、利用開始時期その他必要な事項を公示する。

(体験農園住宅の入居要件)

第4条 体験農園住宅(以下「住宅」という。)に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 住宅の利用者は、本村に住民登録をしその住宅に生活の根拠を置き、貸与された農園を年間をとおして管理・耕作をする者に限る。

(2) 住宅の利用者は、個人に限る(企業及び団体等は利用不可)。

(賃貸期間)

第5条 滞在型体験農園の賃貸期間は1年間とし、最長3年まで更新できる。

(住宅の入居申込及び決定)

第6条 第4条に規定する入居要件を具備する者が住宅への入居をしようとする場合は、村長が定めるところにより入居申込をしなければならない。

2 村長は、前項の規定により入居申込をした者を入居者として決定した場合は、その旨を当該入居決定者に対し通知するものとする。

(入居者の選考)

第7条 入居申込をした者の数が募集した住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、抽選により行うものとする。

(入居の手続き)

第8条 住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続きをしなければならない。

(1) 入居者と同程度以上の収入を有する者で、村長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第9条に規定する利用料金及び第10条に規定する敷金を納付すること。

(利用料金)

第9条 滞在型体験農園を利用しようとする者は、別表に掲げる料金を納付しなければならない。

(敷金)

第10条 村長は、住宅の入居者から利用料金の4分の1に相当する金額を、敷金として徴収する。

(利用料金の不還付)

第11条 既に納付した利用料金は還付しない。ただし、やむを得ない理由により滞在型体験農園を利用できないと村長が認めた場合は、還付を受けることができる。

(許可の取消)

第12条 村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の許可を取り消すことができる。

- (1) 事実を偽りその他不正な手段により第6条の許可を受けたとき。
 - (2) 第1条の設置目的以外の目的で滞在型体験農園施設を利用し、又は利用しようとするとき。
 - (3) 滞在型体験農園の施設若しくは設備等を損傷し、又はそのおそれがある場合
 - (4) 滞在型体験農園の管理者の指示に従わないとき。
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、滞在型体験農園の管理上支障があるとき。
- (入居者の費用負担義務)

第13条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気・水道・ガスの使用料
 - (2) ゴミ処理手数料
 - (3) 汚水処理施設の維持管理に要する費用
 - (4) 住宅及び共同利用施設の軽微な修繕等に要する費用
- (利用者の保管義務等)

第14条 滞在型体験農園の利用者(以下「利用者」という。)は、住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

第15条 利用者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第16条 利用者は、住宅を及び農園を他の者に貸し、又はその入居及び賃借の権利を他の者に譲渡してはならない。

第17条 入居者は、住宅を住宅以外の目的に使用してはならない。

第18条 入居者は、住宅の様態替え増築及び改築をしてはならない。ただし、原状回復及び撤去が容易である場合において、村長の承認を得たときはこの限りでない。

(原状回復の義務等)

第19条 滞在型体験農園の利用者は、その責に帰すべき理由によりその施設及び設備等を滅失又は損傷したときこれを原状回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第20条 村長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し住宅の明け渡しを請求することができる。

- (1) 不正な行為によって入居したとき。
- (2) 当該施設を故意に棄損したとき。
- (3) 住宅の賃貸期間が満了したとき。
- (4) 利用料を滞納したとき。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

施設区分	単位区分	利用料金(年間)
体験農園住宅	1棟当たり (農園200m ² を含む。)	480,000円
賃貸体験農園	1m ² 当たり	275円